

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において議員が受けている議員報酬月額に6月に支給する場合には100分の140を、12月に支給する場合には<u>100分の310</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において議員が受けている議員報酬月額に6月に支給する場合には100分の140を、12月に支給する場合には<u>100分の305</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 この条例による改正前の清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定による期末手当の内払とみなす。